

施策マネジメントシート(令和5年度目標達成度評価)

シート1

作成日 令和 6 年 7 月 17 日

施策体系

政策名(基本方針)	4	生活環境の健康	施策名	17	防犯対策の推進
-----------	---	---------	-----	----	---------

施策統括部	総務部	関係課	学校教育課
施策主管課	安全安心課		

1 施策の目的と指標

対象	市内全域と市民、観光客等	意図	犯罪被害にあわない、起こさないようにする
----	--------------	----	----------------------

成果指標			単位
A	刑法犯認知件数		件
B	犯罪被害など治安に不安を持たない人の割合(市民アンケート)		%
C	防犯団体を設置している行政区の割合		%

2 指標等の推移

成果指標	30年度 現状値	数値区分	2年度	3年度	4年度	5年度	評価	背景として考えられること
A 件	158	成り行き値	158	158	158	158	△	高齢者を狙った電話での詐欺事犯や、サイバー犯罪などが後を絶たない状況にあります。
		目標値	156	155	154	153		
		実績値	91	111	142	154		
B %	54.7	成り行き値	54.7	54.7	54.7	54.7	×	住宅地の開発や大型商業地・企業の進出等に伴い人口が増えたことにより、治安に不安を感じているものと推察されます。
		目標値	57.0	58.0	59.0	60.0		
		実績値	60.0	63.0	53.1	53.3		
C %	26.7	成り行き値	26.7	26.7	26.7	26.7	△	地域の防犯意識が高まってきてはいるものの新たな防犯団体の設置には至らず現状維持となりました。
		目標値	29.0	30.2	31.4	32.6		
		実績値	29.1	30.2%	31.5%	31.5		

※【評価】 ○; 目標達成 △; 目標をほぼ達成(−5%) ×; 目標を未達成

事務事業数・コスト			2年度	3年度	4年度	5年度	
事務事業数			本数	14	14	13	13
事業費	財源内訳	国庫支出金	千円	0	0	0	0
		都道府県支出金	千円	824	897	1,008	1,005
		地方債	千円	0	0	0	0
		その他	千円	0	0	1,000	0
		繰入金	千円	0	0	0	0
		一般財源	千円	27,671	24,641	21,814	25,807
	事業費計（A）		千円	28,495	25,538	23,822	26,812
	（A）のうち指定経費		千円	271	268	191	319
	（A）のうち時間外、特殊勤務手当		千円	2	0	10	0
人件費	延べ業務時間		時間	3,802	3,955	4,480	3,220
	人件費計（B）		千円	14,991	15,464	17,050	11,727
トータルコスト(A)+(B)			千円	43,486	41,002	40,872	38,539

※成果指標の目標値設定とその根拠

A	刑法犯認知件数の成り行き値は、長期的には減少傾向にあるものの、平成29年(151件)との比較では7件ほど増加しています。令和元年には合志市に大型集客施設も立地し人の流れも多くなるなど犯罪的には悪化の要因とされる地域的特色も見られるが、全国的にも刑法犯認知件数は減少していることから、平成30年を基に横ばい状態で推移すると設定しました。目標値は、人口の増や大型商業施設の立地等の要因はあるが、市民一人ひとりの防犯意識を高めたり、自主防犯組織(平成30年度末現在23団体)のさらなる拡充を図るとともに、防犯灯の設置、警察との連携強化などにより、毎年1件の減を目標値としました。
B	犯罪被害など治安に不安を持たない人の割合の成り行き値は、犯罪の低年齢化などの影響を考慮し、平成30年度の現状値とほぼ同じ水準で推移すると見込み54.7%と設定しました。目標値については、自主防犯組織の拡充、防犯灯の設置、見守りカメラの設置や警察との連携強化に取り組むとともに、このような取り組みを市民に周知し、不安感の軽減を図ることで、毎年1%の増を目標に令和5年度の目標値を60%に設定しました。
C	防犯対策を推進する上で各地区防犯団体の果たす役割は大きく、平成30年度に熊本北合志警察署に管轄が移り、新たな防犯協会も設立されました。高齢化や人材不足で存続が危ぶまれる防犯団体も出てきているので、各行政区での防犯団体の新設・再構築を含め、防犯団体を設置している行政区の割合を防犯対策の推進の指標としました。成り行き値は、平成30年度(23団体)を基に横ばいと設定し、目標値は毎年1団体の増を目標値としました。

3 施策の特性・状況変化・住民意見等

①施策の基本方針

・犯罪被害にあわない、犯罪を起こさせないまちを目指して、自主防犯組織の再編成と自主防犯意識の高揚を推進し、見守りカメラや防犯灯の設置、適正な空家対策など犯罪の起きにくい環境整備を進めます。また、犯罪未然防止の為の情報発信やインターネット、SNSの利用に関する啓発を行います。
--

②協働によるまちづくりの具体策(施策における市民と行政の役割分担)

市民(事業所、地域、団体)の役割 ・市民は、地域の防犯活動に協力します。 ・市民は、近隣住民や子どもへの声掛けと挨拶を行います。 ・市民は、自ら被害にあわないよう地域の危険個所の情報共有を行い日頃から犯罪抑止に取り組みます。 ・地域は、市民の安全を守る為、見守り活動を行います。
行政の役割(市がやるべきこと) ・市は、犯罪の起きにくい環境の整備を行います。 ・市は、自主防犯団体の再編成の支援を行い、市防犯協会の再構築を行います。 ・市は、熊本北合志警察署をはじめとする関係機関等と連携を図り、犯罪に関する教育、見守りパトロールや犯罪情報の発信・相談などを行います。

③施策の現状(第2期計画策定当初)と今後の状況変化

- ・熊本市北区と合志市の防犯組織構成に違いがあります。
- ・児童生徒への声掛け事案が増加しています。
- ・屋外でたむろするような若者をパトロール中に見かけることは減少しています。
- ・メールやインターネット、電話、訪問等による特殊犯罪など手口が巧妙化しています。
- ・市内の刑法犯認知件数は年々減少しており、放置自転車の処理件数も減少傾向にあります。
- ・犯罪の温床となる可能性がある空家対策に取り組んでいます。
- ・消費生活センターには多くの相談が寄せられ、増加傾向にあります。

④この施策に対して住民(対象者、納税者、関係者)、議会からどんな意見や要望が寄せられているか？

(令和5年度(令和4年度振り返り)の施策評価における議会意見)

- ・新たな防犯カメラ設置事業を展開すること。
- ・空き家対策等、住環境の整備について制度の充実を図ること。
- ・各地区見守り隊の高齢化が進んでいるため適切な施策を。
- ・防犯の出前講座を実施するなどし、犯罪に巻き込まれない対策の啓発を行うこと。

(令和5年度(令和4年度振り返り)の施策評価における総合政策審議会意見)

- ・防犯カメラの整備に繋がる取り組みを実施し、防犯を推進すること
- ・犯罪から市民を守る講習の充実を図ること
- ・地域で行なう防犯活動の支援をすること

4 施策の評価

①施策の振り返り(施策の方針、経営方針の達成度等)

※ 経営方針からの振り返り、貢献度評価の上位の事務事業を記載

(1) 令和5年度経営方針からの振り返りは以下のとおりです。

①「熊本北合志警察署との協力体制により、地域の状況に応じた防犯活動団体の体制づくりを後押しし、家庭や地域での防犯対策を進めます。」については、市内の防犯ボランティア団体の実態把握を実施しました。また、市民交番のような防犯団体活動を行っている地域に研修し、本市においても各防犯ボランティア団体の垣根を越えて情報交換や交流が出来る環境整備に取り組みました。

②「消費生活センターでの相談事例をお知らせして高齢者の犯罪被害防止に努めるとともに、児童・生徒にはSNS等による犯罪に巻き込まれないための情報教育に取り組みます。」については、広報誌による相談事例の紹介のほか、消費生活出前講座により犯罪被害防止に取り組みました。

③「地域(区・自治会)が設置する防犯施設(防犯カメラや防犯灯など)に対する支援制度を周知して防犯インフラの拡充を支援します。」については、市による防犯みまもりカメラの設置のほか、区による防犯カメラ設置への補助金の交付、また、防犯灯の設置及び維持管理費の補助金を交付し防犯インフラの拡充に努めました。

④「国・県の再犯防止推進計画と歩調を合わせて、保護司や更生保護女性会、協力雇用主などの活動を広く周知し、明るい社会づくりに取り組みます。」については、社会を明るくする運動に取り組むとともに、市の再犯防止計画の策定に向けて保護司及び保護観察所と協議を行いました。

(2) 事務事業貢献度評価の結果では、令和5年度施策の成果を向上させるために最も貢献した事業として、消費生活センター運営事業、セイフティパトロール事業があげられました。また、貢献した事業としては、見守りカメラ(防犯カメラ)設置事業、防犯対策推進事業があげられました。

②施策の課題(令和5年度の施策の振り返りから見る課題)

- ・見守り(防犯)カメラについては、市内の所要交差点等に設置します。また、各行政区が設置する防犯カメラの設置助成について広く周知していく必要があります。
- ・新規防犯団体の設立に向け、行政区や地域との協議を重ねる必要があります。
- ・広報紙や市ホームページ等で消費生活センターの活動を市民に広く周知し、犯罪防止に努める必要があります。

5 施策の令和5年度結果に対する審査結果

①政策推進本部での指摘事項(施策目標達成度評価結果報告を受けて令和6年7月23日)

- ・地域防犯団体や学校、警察関係機関との調整を図り、地域全体で子どもを見守り、高齢者の犯罪被害を防止するための取り組みを進めること。
- ・保護観察所、保護司会、更生保護女性会等と連携し、再犯防止活動の支援に取り組むこと。
- ・広報紙や市ホームページ等でのシリーズ掲載、出前講座などを活用し消費生活センターを市民に広く周知し、犯罪防止に努めること。
- ・市民の防犯意識の向上に取り組むとともに、見守りカメラの活用等による犯罪抑止に取り組むこと。

②総合政策審議会での指摘事項(令和6年8月2日、8月8日のまとめ)

- ・犯罪から市民を守る講習の充実や啓発を図ること。
- ・地域で行なう防犯活動を支援すること。

③議会の行政評価における指摘事項(令和6年9月13日)

- ・市内重要地点への防犯カメラ未設置箇所に増設を計画すること。
- ・高齢者を狙った特殊詐欺事案対策として、具体的な事例を広報こうしや身近な自治会広報等に掲載してもらうなどし周知すること。
- ・児童を狙った不審者事案には、情報の早急な共有が大切である。当該事案の発生地自治会区長に一刻も早く知らせること。

6 次年度に向けた取り組み方針

○政策推進本部 令和7年度合志市経営方針(令和6年10月1日)

- ①地域の見守り組織・団体と学校、警察間の情報共有など連携を図り、地域全体で子どもや高齢者を見守る体制づくりを推進するとともに、引き続き見守りカメラの増設を行ないます。
- ②消費生活センターの活動や事例を広報紙やホームページ等で広く市民に周知し、犯罪に巻き込まれない予防対策に取り組めます。
- ③保護観察機関や保護司会、更生保護女性会等と連携し、再犯防止活動を支援することにより、明るい社会づくりを進めます。
- ④防犯や安全上の危険を解消するため、関係法令(空家特措法)の改正による対策強化に則り、特定空家に認定された物件に対する措置の速やかな実施に取り組めます。